

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本法人の平成 24 事業年度末の資産は、固定資産 349,707 百万円、流動資産 74,789 百万円、資産合計 424,497 百万円となっており、主に土地、建物、工具器具備品等の有形固定資産により構成されている。

また、負債は固定負債 137,777 百万円、流動負債 66,555 百万円、負債合計 204,333 百万円となっており、主な内訳は、国立大学財務・経営センター債務負担金が 20,535 百万円、長期借入金が 23,134 百万円、資産見返負債が 90,411 百万円、未払金が 29,757 百万円となっている（別添資料 9-1-1-1）。

債務償還については、文部科学大臣の認可を受けた「償還計画」に基づき、償還を行っている（別添資料 9-1-1-2）。

別添資料 9-1-1-1 過去 5 年間の貸借対照表

別添資料 9-1-1-2 長期借入金償還計画

【分析結果とその根拠理由】

資産については、平成 16 年度の国立大学法人化に伴い、国から承継した資産及び法人化以降に取得した資産を中心に構成されていたが、東日本大震災により、多くの建物・工具器具備品等の資産が損害を受けた。

しかしながら、それらは復旧事業により更新され、安定した教育研究活動が遂行できる状態にまで回復している。

また、負債は、主に附属病院施設等に係る借入債務と、国立大学法人会計基準特有の会計処理により計上される資産見返負債をはじめとした返済を要しない負債により構成されているが、実質的な負債である前者については文部科学大臣の認可を受けた「償還計画」に基づき、附属病院収入による返済が計画的に行われている。

以上のことから、債務が過大ではないと判断する。

観点 9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

経常的収入は、自己収入（授業料等の学生納付金、附属病院収入、雑収入）、文部科学省からの運営費交付金、施設整備費補助金等及び外部資金により構成されている（資料 9-1-②）。

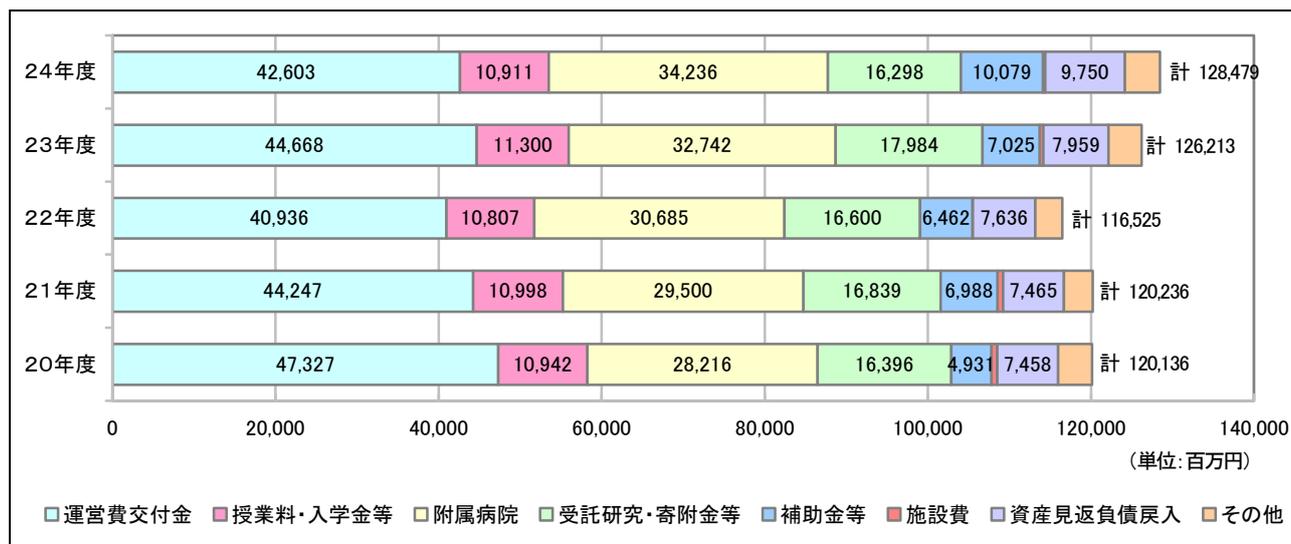
平成 20 年度～24 年度の学生定員充足状況は各課程とも 94～111%の間の適正な範囲で推移しており、また、入学科及び授業料については文部科学省令に定める標準額（会計大学院授業料は標準額の 110%）に設定していることから、学生納付金については安定的な収入を確保している（別添資料 9-1-2-1）。

外部資金については、研究推進本部を設置し、研究推進に係る情報の収集及び学内への周知や競争的資金等獲

得のための具体的施策を検討するとともに、寄附金については東北大学基金を創設し、ホームページやメールマガジン等により募金活動を行うなど、外部資金の獲得に努めている。

なお、平成23年3月に発生した東日本大震災により、多数の建物・設備等が被害を蒙ったが、継続的な調査により被害・復旧状況の把握に努めるとともに、復旧に必要となる財源（平成23年度補正予算）を確保し、速やかな教育研究環境の復旧に向けた取組を実施している（別添資料9-1-2-2）。

資料9-1-② 経常収益の推移



別添資料9-1-2-1 学生収容定員充足状況

別添資料9-1-2-2 災害復旧概略工程表

【分析結果とその根拠理由】

運営費交付金や学生納付金等の安定した収入に加え、外部資金の獲得に向けた取組がなされており、平成20年度以降、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点9-1-③：大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

中期目標期間に係る予算、収支計画、資金計画については、国立大学法人法の規定により、文部科学大臣より認可を受けている。

また、各事業年度における年度計画に係る予算、収支計画、資金計画については、運営企画会議、経営協議会及び役員会の議を経て総長が決定し、文部科学大臣に届け出るとともに、中期目標、中期計画と併せて本学のホームページにより公表している。

【分析結果とその根拠理由】

中期目標期間及び各事業年度に係る予算、収支計画、資金計画については、国立大学法人法の規定に則り適切

に策定されていると判断する。さらに中期計画及び年度計画は、本学のホームページに公表していることから、広く一般に明示されていると判断する。

観点9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本法人の平成24事業年度の収支の状況は、経常費用126,434百万円、経常収益128,479百万円、経常利益2,044百万円となっており、臨時損益及び目的積立金等取崩額を加減した当期総利益は2,275百万円を計上している(別添資料9-1-4)。

また、第二期中期計画において運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として、短期借入金限度額12,200百万円を定めているが、借入実績はない(資料9-1-④)。

資料9-1-④ 第二期中期計画

<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/02/disclosure0202/>

別添資料9-1-4 過去5か年の損益計算書

【分析結果とその根拠理由】

過去5か年(平成20事業年度～平成24事業年度)において、経常利益及び当期総利益を計上するとともに、短期借入の実績がない。

以上のことから、収支の状況において、計画に沿った適切な経費執行が行われており、支出超過となっていないと判断する。

観点9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の予算は、人件費、物件費、施設関連経費、受託事業等経費、その他の競争的資金、復興関連補助金等に区分して、経営協議会、役員会の議を経て、総長が決定し配分している(別添資料9-1-5-1)。

戦略的な重点配分経費としては、総長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、総長裁量経費(平成24年度決算額約57億円)及び中央枠予算(平成24年度決算額約11億円)を確保している。

総長裁量経費は、本学の中期目標に掲げる「指導的人材の養成」「研究中心大学」「世界と地域に開かれた大学」の3つの目標を達成するため、1)教育、2)研究、3)社会貢献、4)キャンパス環境、5)組織・経営、6)東北大学災害復興・地域再生重点研究事業構想等の要求区分を設定し、各部局等からの申請及びヒアリングを実施のうえ、経営協議会及び役員会の意見を聴いて総長が決定している(別添資料9-1-5-2、3)。特に災害復興・地域再生重点研究事業構想については、東北大学災害復興新生研究機構がコミットする8つのプロジェクトと本学教職員が自主的に取り組む「復興アクション100+」(別添資料9-1-5-4)に対し、きめ細かな配分を行っている(資料9-1-⑤)。

中央枠予算は、法人運営に不可欠な業務を効率的・効果的に実施するため、教員人件費の5%を留保し、「ディスティングイッシュト・プロフェッサー制度」や「総長特命教授制度」(前述：観点 3-1-④)などの人的資源へ重点的配分をしている。

資料 9-1-⑤ 災害復興新生研究機構 HP <http://www.idrrr.tohoku.ac.jp/>

- 別添資料 9-1-5-1 平成 25 年度予算の概要
- 別添資料 9-1-5-2 東北大学の「総長裁量経費」の方針(H24)
- 別添資料 9-1-5-3 総長裁量経費 H24 配分案
- 別添資料 9-1-5-4 「復興アクション 100+

【分析結果とその根拠理由】

予算配分は、人件費、物件費、施設関連経費等に区分し、教育研究活動に必要な予算の確保に努めるとともに、施設・設備の整備にも十分な配分を行っている。

また、総長裁量経費及び中央枠予算の戦略的財源を確保し、全学的観点から戦略的・重点的な投資を行っている。

以上のことから教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本法人の財務諸表等は、国立大学法人法をはじめとした関係法令に則り、適切に作成され、学内諸会議での承認、会計監査人の監査、監事監査を経た後、文部科学大臣へ提出している(別添資料 9-1-6-1)。

承認後は、国立大学法人法の規定により官報に公示するとともに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定により、財務諸表、附属明細書、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、大学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。また、財務情報について分かり易く解説した「財務レポート」を年次で作成し、広く一般へ配布するとともに、大学ホームページへの掲載も行っている(資料 9-1-⑥-1、資料 9-1-⑥-2)。

財務に対する監査は、監事による監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査の体制を整えており、それぞれの監査目的により実施している。

監事監査については、文部科学大臣から任命された監事 2 名が監事監査規程、監事監査実施細則に基づき、当該年度の監査計画を策定し、業務全体の監査を実施している(資料 9-1-⑥-3、別添資料 9-1-6-2)。財務に関しては、大学の財務状況について把握に努めるとともに、決算監査としての財務諸表等の監査並びに会計監査人が実施している監査内容に関するヒアリング等を実施し、監査報告書及び監事の意見書を総長に対し提出している(資料 9-1-⑥-4、別添資料 9-1-6-3、別添資料 9-1-6-4)。

会計監査人の監査については、文部科学大臣から選任された会計監査人と監査契約を締結することにより、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、国立大学法人法に基づく監査を受け、総長あての監査報告書の提出を受けている(別添資料 9-1-6-5)。

内部監査については、総長直属の独立した組織として設置された監査室が、内部監査規程、内部監査実施細則

に基づき、毎年策定する内部監査基本計画により、会計に関する監査を実施し、監査結果については総長に対し報告を行っている（資料9-1-⑥-5、別添資料9-1-6-6～9）。

また、年2回程度、監事、会計監査人、監査室、大学代表者との四者による協議会を開催し、相互の情報を共有することにより各監査が効率的、効果的に実施できるよう連携を図っている。

資料9-1-⑥-1 情報公開（財務に関する情報）

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/02/disclosure0203/>

資料9-1-⑥-2 財務レポート <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kessan/report/report.html>

資料9-1-⑥-3 国立大学法人東北大学監事監査規程

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00000453.html

資料9-1-⑥-4 平成24年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/zaikessan/24kanjinoikensho.pdf>

資料9-1-⑥-5 国立大学法人東北大学内部監査規程

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00001915.html

別添資料9-1-6-1 財務諸表等に係る法令等抜粋

別添資料9-1-6-2 国立大学法人東北大学監事監査実施細則

別添資料9-1-6-3 平成25年度監事監査計画書

別添資料9-1-6-4 平成24年度監事監査報告書（抜粋）

別添資料9-1-6-5 独立監査人の監査報告書

別添資料9-1-6-6 国立大学法人東北大学内部監査実施細則

別添資料9-1-6-7 平成25年度内部監査基本計画書

別添資料9-1-6-8 競争的資金の監査に関する内部監査報告について（抜粋）

別添資料9-1-6-9 会計監査に関する内部監査報告について（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は、関係法令に則り適切に作成し、正規の手続きを経て文部科学大臣へ提出し、大臣承認後は、適切に公表している。

財務に対する監査については、監事監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査を計画的に実施している。さらに監事、会計監査人、監査室それぞれが監査結果について総長への監査報告を行い、情報公開の必要のある監査結果については公表を行っている。

以上のことから、財務諸表等が適切に作成され、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

観点9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

管理運営組織は、法令に基づき総長（学長）、理事、監事を配置するとともに、副学長を本学独自の体制として

配置し、役割を分掌して管理運営を担っている。また、総長を補佐する「総長補佐」制度や特定の事項について総長を補佐する「総長特別補佐」制度及び理事・副学長を補佐する「副理事」制度を設け、管理運営組織の充実を図っている。

会議体としては、法令に基づき総長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び教授会を設置し、必要な体制を整備している（資料9-2-①-1、2）。

法人の経営及び本学の教育研究等に関する基本方針の企画立案並びに法人の経営及び本学の教育研究等に関する重要事項についての総合調整を行うため、総長室を置き、また事務組織は、各理事・副学長の下に事務を掌理する本部事務機構（7部・23課・4室）を置いているほか、各学部・研究科等にも事務部を置いている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している（前掲：資料9-2-①-1、資料9-2-①-3、4）。

また、危機管理については、総務担当理事を委員長とする危機管理委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催し、検討・対応を行っている（別添資料9-2-1-1）。災害対策については、東日本大震災の経験に基づき、災害対策に係るマニュアルを抜本的に改訂しマニュアルに基づいた訓練を実施している（資料9-2-①-5、別添資料9-2-1-2）。放射線、遺伝子組み換え実験、動物実験、化学物質等、微生物などに関する安全衛生管理活動については、環境・安全推進センターが一元的に推進する体制となっている（資料9-2-①-6、資料9-2-①-7）。研究不正への対応については、「公正な研究活動の推進に関する規程」を制定して公正な研究活動の推進体制を整備するとともに、「公正な研究活動のための行動規範」、「研究成果を適切に発表するための指針」及び「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」を制定、周知徹底を図り、不正防止に努めている。また、研究費不正使用防止への取組については、研究費不正使用防止計画を定め、経費執行ハンドブックの配付、HP掲載等により周知徹底を図っている（資料9-2-①-8、別添資料9-2-1-3）。

資料9-2-①-1 管理運営組織図・事務機構図

<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/05/about0501/>

資料9-2-①-2 役職員一覧 <http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/05/about0503/>

資料9-2-①-3 東北大学事務組織規程

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00000380.html

資料9-2-①-4 役職員数

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/05/about0504/>

資料9-2-①-5 国立大学法人東北大学災害対策規程

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00001745.html

資料9-2-①-6 国立大学法人東北大学安全衛生管理体制図

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/anzen/organization_system.html

資料9-2-①-7 国立大学法人東北大学環境・安全推進センター規程

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/reiki_honbun/u101RG00002148.html

資料9-2-①-8 東北大学における研究不正の対応に係る体制整備について

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/fuseibousi.htm>

別添資料 9-2-1-1 国立大学法人東北大学危機管理委員会設置要項
別添資料 9-2-1-2 災害対策マニュアル（本部等事業場）
別添資料 9-2-1-3 経費執行ハンドブック

【分析結果とその根拠理由】

法令に基づく管理運営組織と会議体を配置するとともに、各理事・副学長の下に事務の総括・連絡調整を行う本部事務機構と各部局等の事務部からなる事務組織を置き、適切な規模と機能を持って管理運営にあたっている。

危機管理については、危機管理委員会を設置し、必要な対応を行うほか、安全衛生管理活動、研究不正防止などに関しても、関係規程等に基づき体制を整備している。

以上のことから、適正な管理運営と危機管理の体制整備がなされていると判断する。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

学生からの意見については、東北大学学生生活実態調査、学生による授業評価アンケート等を実施し、その報告書から学生のニーズを把握し、管理運営の参考としている（資料 9-2-②）。学生生活実態調査の結果と寄せられた声を参考に実現した取り組みとしては、青葉山・川内北・片平キャンパスの厚生施設（食堂）の改修、授業終了後の時間帯も学生が利用可能な窓口の拡充、仙台市交通局と協力したレイニーバス（雨天時に臨時運転されるバス）の運行、無料でキャンパス間を移動できるキャンパスバスの運行などがある。また、大学ホームページ内に「学生の声」として投書用のページを設け、研究教育、厚生施設、課外活動等に関する意見・要望を求めて、学生のニーズを適切に把握している。投書内容は、それぞれの担当者に伝えるとともに、回答を WEB 上に掲載している（別添資料 9-2-2）。

教職員の意見に関しては、教育研究評議会や部局長連絡会議、全学の課長・事務長以上の職で構成する事務連絡会議を定期的で開催し、管理運営等に関する協議・連絡・意見交換等を行っている。部局では、教授会において管理運営等に関する協議・連絡・意見交換等を行っているほか、「教授懇談会」等において意見交換を行っている部局もある。

その他、経営協議会の学外有識者の委員から得た管理運営等に関する意見・助言を本学の各種事業の実施、改善等に役立てているほか、外部有識者を総長顧問として迎え、管理運営等について、役員等との意見交換を行っている。

さらに、卒業生・修了者に対するアンケート等を実施し、その報告書からニーズを把握し、管理運営の参考としている（前掲：別添資料 6-1-2-5）。

資料 9-2-② 平成 25 年度東北大学学生生活調査結果「東北大学生の生活」

https://www.tohoku.ac.jp/japanese/studentinfo/studentlife/09/survey_of_student_life.pdf

別添資料 9-2-2 「学生の声」 ページ

【分析結果とその根拠理由】

学生については、各種アンケート・調査の実施、投書による意見の聴取等によりニーズを把握し、管理運営等に反映している。教職員については、定期的に学内教職員による会議を開催し、意見交換等を行っている。学外関係者については、経営協議会や総長顧問会議で受けた意見・助言を管理運営に反映させている。また、卒業者・修了者に対してアンケートを実施し、ニーズを把握し、管理運営の参考としている。

以上のことから、大学の構成員、その他学外関係者の意見やニーズ等が把握され、管理運営に反映されていると判断する。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

監事は、毎年度、年度当初に策定し総長に提出している「監事監査計画書」に基づき、監事監査を実施している。監事監査は、本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査することにより、本学の業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として業務全般を対象に実施している（前掲：資料9-1-⑥-3）。なお、監事監査の実施に当たっては、監事はもとより監事の業務を補佐する監事付と、監査が円滑かつ効率的に実施されるよう、監査室の職員等にも事務を補助させるなどして実施している。

また、監事に回付された業務に関する重要な文書を閲覧し、業務活動の把握を行うとともに、役員会、経営協議会、運営企画会議、病院運営諮問会議等、重要な会議に出席し、審議経過及びその結果の確認を行い、必要に応じて監事の立場から意見を述べている。

さらに、例年当該年度の決算監査が終了する6月以降に、監事意見を付した「監事監査報告書」を総長に提出している。これを受け総長は、監事意見に対する対応状況等を取りまとめ、監事に報告している。監事は、これらの対応状況等を確認するとともに、報告の時点で今後対応することとされている事項については、フォローアップを行い、監事監査の有効性を確保することとしている（別添資料9-2-3）。

別添資料9-2-3 監事監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例

【分析結果とその根拠理由】

監事は、国立大学法人法及び本学で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施し、指摘事項には改善措置が講じられた。また、会計監査法人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の会計監査も行っている。

以上のことから、監事は適切な役割を果たしていると判断する。

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学独自の研修として、初任者、若手職員、中堅職員、係長および新任管理者等を対象とする階層別研修を実施しており、各階層に応じて必要とされる資質の向上を図っている。また、業務ごとの実務研修やセミナーを開催し、各自の業務への知識や理解を深めることにより、事務組織の機能向上に努めている。加えて、役員や部長等が一般社団法人国立大学協会主催の大学マネジメントセミナーを受講し、マネジメント能力の向上を図っている（別添資料9-2-4-1）。さらに、教育関係共同利用拠点である高度教養教育・学生支援機構において実施している大学職員能力開発プログラムでは、教務系・企画系・評価系の各業務に携わる若手～中堅レベルの職員を対象としたセミナーやワークショップの提供を通して、これからの大学職員に必要とされる「課題分析力」「企画構想力」「マネジメント力」の開発・育成を図っており、本学のみならず、全国の大学から若手職員が参加している（別添資料9-2-4-2）。

別添資料9-2-4-1 平成25年度東北大学研修一覧

別添資料9-2-4-2 大学職員能力開発プログラム

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる職員を本学及び他機関主催の各種研修に参加させており、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に実施されている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

自己点検・評価の実働的な体制として、平成16年度に「評価分析室」を設置している。評価を所掌する副学長を室長とし、教員18名の委員で構成され、総務企画部法務課評価監理係が事務を担当し、大学の教育・研究活動の評価方法、評価基準及び評価体制の企画立案や中期目標期間の教育研究に関する評価に係る資料収集・作成等を行っている（別添資料9-3-1-1、資料9-3-①-1）。

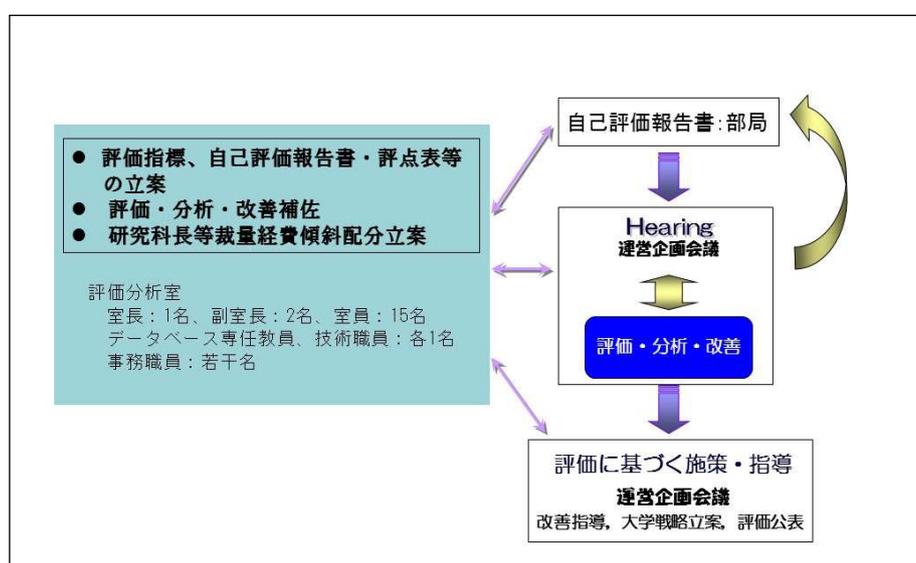
大学の自己点検・評価活動として平成17年度から毎年度部局評価を実施している。本学の部局評価は、部局が自己点検評価を実施し、点検・評価した結果を部局の教育・研究水準の向上に役立てるとともに、大学が部局の自己点検評価報告等を通して部局の教育・研究・社会貢献活動の現状を把握し、その中で見いだされた卓越する点や改善すべき点を部局と共通認識することで、部局の諸活動の向上のみならず、大学全体の教育・研究水準の向上を図ることを目的としている（別添資料9-3-1-2）。具体的には、毎年度、学生定員充足率や科研費申請率、中期計画の実施状況等、その時点の重点項目等を評価指標とし、対象部局（学部・研究科、研究所等、約30部局）が評価指標に基づいて作成する自己評価報告書及び部局長ヒアリングにより、総長、理事・副学長等が評価する

(別添資料 9-3-1-3、資料 9-3-①-2)。なお、評価指標のうち数値データの一部は、大学評価・学位授与機構による国立大学法人評価に使用するデータとして収集したデータを活用している。評価結果は対象部局の長に通知されるが、加えて、評価結果に基づき、部局に配分する運営費の一部（部局長裁量経費の10%）を傾斜配分し、部局マネジメントに連動する資源の配分を行っている。部局が作成する自己評価報告書及び評価結果は学内限定で公表し、各部局の特筆すべき取組等はホームページで外部に公表している（資料 9-3-①-3）。

このように、本学独自の部局評価は、自己点検・評価としての機能にとどまらず、ヒアリングを通じた総長、理事・副学長等と部局長との意見交換の場、さらには本学の各部局の取組を学外に公表する場としても機能している取組である。

資料 9-3-①-1 評価分析室情報ホームページ <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/hyoka/>

資料 9-3-①-2 部局評価体制



出典：東北大学ホームページ「評価分析室情報」

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/hyoka/03/jikotenken.html>

資料 9-3-①-3 評価年次報告『卓越した教育研究大学へ向けて』

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/hyoka/07/nenjihokoku.html>

別添資料 9-3-1-1 国立大学法人東北大学評価分析室設置要項

別添資料 9-3-1-2 「平成 17 年度部局評価実施要綱」(抜粋)

別添資料 9-3-1-3 部局評価指標の変遷

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実働的な体制として評価分析室を設置し、大学の教育・研究活動の評価方法、評価基準及び評価体制の企画立案や中期目標期間の教育研究に関する評価に係る資料収集・作成等を行っている。

大学は、部局評価の実施を通して部局の教育・研究・社会貢献活動の現状を把握し、改善すべき点等を部局と

共通認識することによって、大学全体の教育・研究水準の向上を図ることとしている。

以上のことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

毎年度、年度計画の実施状況について「業務実績報告書」を作成し、国立大学法人評価委員会の評価を受けているほか、第一期中期目標期間終了時には中期目標期間の教育研究及び業務実績について評価を受けた（資料9-3-②-1、資料9-3-②-2）。

また、平成19年度には大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている。」との評価を得た。専門職大学院認証評価についても、平成25年度に法科大学院及び会計大学院、平成24年度に公共政策大学院が受審し、それぞれ「基準を満たしている」と認定された（資料9-3-②-3）。

さらに、平成21年度に組織や業務運営等に係る自己点検・評価を行い、その結果により、国際的な視点からの外部評価として欧州大学協会(EUA)の機関別評価プログラムをアジアの大学で初めて受審した。評価の結果は欧州大学協会のホームページに公表されている（資料9-3-②-4）。

その他、部局ごとにそれぞれの特性に応じた外部評価を実施し、多くの部局において評価結果を踏まえた課題の抽出、改善等が図られている（前掲：資料8-1-③、別添資料8-1-3-2）。

資料9-3-②-1 東北大学ホームページ「業務に関する情報」

<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/02/disclosure0202/>

資料9-3-②-2 東北大学ホームページ「評価分析室情報」「法人評価」ページ

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/hyoka/05/houjin.html>

資料9-3-②-3 東北大学ホームページ「評価分析室情報」「認証評価」ページ

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/hyoka/04/ninsho.html>

資料9-3-②-4 EUA 機関別認証評価プログラム評価結果

<http://www.eua.be/iep/who-has-participated/iep-evaluation-reports.aspx>

【分析結果とその根拠理由】

年度計画の実施状況について「業務実績報告書」を作成し、国立大学法人評価委員会の評価を受けているほか、中期目標期間の教育研究及び業務実績についても評価を受けている。また、大学機関別認証評価、専門職大学院の認証評価及び欧州大学協会の外部評価プログラムなど多岐にわたる外部評価を受けている。

さらに、部局単位では、それぞれの特性に応じた外部評価を実施している。

以上のことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が実施されていると判断する。

観点9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

年度計画の業務実績並びに教育研究についての国立大学法人評価委員会からの評価結果は、教育研究評議会、

経営協議会及び役員会にフィードバックされ、指摘事項がある場合は所掌する理事・副学長等を通じて改善への取組が実施される（別添資料9-3-3-1）。

部局評価については、各部局が提出した自己評価書に基づき部局と大学執行部とのヒアリングを行い、改善すべき点等を共通認識したうえで評価結果を各部局にフィードバックし、改善に向けて共同で取り組んでいる（前掲：資料9-3-①-2）。

また、平成19年度に受審した大学機関別認証評価において、「外国語教育の一層の強化が期待される」こと、及び「大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い」ことについて指摘があった。「外国語教育の一層の強化が期待される」ことについては、新英語教育の基本方針を策定（資料9-3-③-1）し、平成20年度以降、①学生の英語能力を強化することを目標にカリキュラムの抜本的な見直しを行い、②1年次学生の授業時間数増及び英語教員の増強（資料9-3-③-2）、③全学生のTOEFL-ITP受験、④実践的外国語教育用CALLシステム（資料9-3-③-3）の更新を行った。さらに、平成26年度からは外国語教育の強化推進および学習成果の検証を行うために、TOEFL-ITP受験を2年次学生まで必修化することとした。「大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い」ことについては、大学院教育に関するワーキング・グループを設置して定員充足状況に関して各研究科の取り組み等を調査し、定員充足状況適正化に向けた方策を検討したほか、各研究科においても改善に向け取り組んでいる（別添資料9-3-3-2）。

資料9-3-③-1 英語教育の見直しに関する検討ワーキング・グループ報告書（平成19年12月）（抜粋）

3. 英語教育見直しの基本方針	
英語教育の見直しにあたって次の五つを新カリキュラム編成の基本的方針とした。（1）英語 Reading 教育の強化、（2）英語コミュニケーション能力の強化、（3）TOEFLを導入しての活用能力の強化、（4）多様な英語学習への対応強化、（5）専門教育との連携強化。	
4. 新たな英語教育のためのカリキュラム試案	
新カリキュラム試案を以下の表に示す。現行カリキュラムからの変更点は次のとおりである。	
●	単位：授業科目はすべて1単位とする。
●	履修科目数：6科目必修および2科目必修または選択とする。 ・全学部1年生は週2コマ履修、2年生は週1コマ履修の6単位必修とする。 ・2年次生は、更に、学部判断により専門英語科目が必修または選択単位として追加される。
●	外部検定試験の実施：2セメスターに全学生にTOEFL-ITP受験を義務付ける。

資料9-3-③-2 英語科目担当者内訳

		20年度	21年度	年度比較(増減)
英語科目開講コマ数		304	426	122
専任教員	人数	38	40	2
	担当コマ数	230	325	95
非常勤講師	人数	24	23	-1
	担当コマ数	74	101	27

資料9-3-③-3 東北大学生のための教育系情報システムオンラインガイド「CALLシステム」

http://www.dc.tohoku.ac.jp/guide/CALL/index_CALL.html

別添資料 9-3-3-1 国立大学法人評価委員会の指摘事項と対処状況

別添資料 9-3-3-2 大学院教育の充実・強化に関する検討ワーキング・グループ報告書（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価委員会からの評価結果は、各種会議を通じてフィードバックされ、指摘事項がある場合は所掌する理事・副学長等を通じて改善への取組が実施される。部局評価の評価結果は、大学執行部とのヒアリングにより改善すべき点等を共通認識したうえで各部局へフィードバックされており、大学本部と部局との両面から改善に向け取組が検討されている。その他、各種評価において指摘のあった事項については、該当する部局等において改善に向けた取組が行われている。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により多大な被害を蒙ったにも関わらず、復旧に向けた財源を確保するとともに、積極的に外部資金などの獲得に努め、速やかな教育研究環境復旧に向けた取組がなされていること、また、戦略的な重点配分経費として総長裁量経費を確保し、その中に「東北大学災害復興・地域再生重点研究事業構想等」の配分区分を設け、東北大学災害復興新生研究機構がコミットするプロジェクト及び「復興アクション 100+」に対しきめ細やかな配分を行っていることは高く評価される。
- ・国際的な外部評価として、欧州大学協会(EUA)の機関別評価プログラムをアジアの大学で初めて受審しており、国際的観点から本学の諸活動について評価を受け、改善に活かしている。
- ・平成 17 年度以来、毎年全学共通の評価指標を設定した「部局評価」を実施し、総長をはじめとする執行部による評価を行っている。その評価結果は部局への資金配分の傾斜配分に用いており、部局レベルの改善を促すインセンティブとして機能している。

【改善を要する点】

- ・大学の構成員やその他学外関係者から「管理運営」に関する意見やニーズを把握する取組が十分ではなく、さらに改善させていく必要があると認められる。